

雑誌の分担保存に関する規程

長野県図書館協会公共図書館部会

平成 2. 1 1. 1 6 施行

平成 1 4. 5. 3 0 一部改正

平成 2 8. 5. 2 0 一部改正

(目的)

第 1 条 この規程は、県内の公共図書館が、雑誌の分担保存について相互に協力し、図書館の効率的な活用を図ることを目的とする。

(保存誌)

第 2 条 分担保存の対象は、各館の郷土資料として所蔵すべき郷土雑誌、県立長野図書館の所蔵する永年保存の雑誌以外のものであって、各館が継続して収集中の雑誌の中から、県民の原資料による情報へのアクセスが不可欠又は県に深くかかわる主題を持つ普遍的な一般雑誌として定めた別表に掲げるもの以下「保存誌」という。) とする。

なお、長野県に深く関わる主題は、地域づくり、農業、地理的・文化的資源、子どもの読書活動とする。この主題についても定期的に検討を行うこととする。

(保存館)

第 3 条 保存誌を保存するに当たり、担当する館（以下「保存館」という。）を定め、別表に掲げるものとする。また、保存館は保存誌の取扱いに変更が生じた場合は部会へ報告することとする。

(保存期間等)

第 4 条 保存誌の保存期間は原則として永年とする。

(調整)

第 5 条 分担保存を維持及び拡充するため、部会及び県立長野図書館が調整の任に当たるものとする。

2 保存誌の雑誌タイトルにつき、県内公共図書館と研究を行い定期的に見直すものとする。

3 前項にかかわらず、次の各号の一に該当するとき調整を行わなければならない。

(1) 保存館から保存誌の受入停止又は永年保存停止の申出があったとき。

(2) 保存誌の保存若しくは、収集情報の提供又は欠号補充の斡旋若しくは示唆があるとき。

(便宜供与)

第 6 条 保存誌の相互利用については、「長野県図書館協会図書館資料相互貸借規約」を準用するものとする。

(附則)

この規程は、平成 2 8 年 5 月 2 0 日から施行する。